

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 堺市公報 第411号 | 令和8年5月1日発行 |
| 堺市公報 | 発行 |
| | 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号 |

目 次

| | 頁 |
|---|----|
| <規則> | |
| ○堺市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 | |
| 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】 | 4 |
| ○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 | |
| 【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】 | 7 |
| ○堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | |
| 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】 | 7 |
| <告示> | |
| ○災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定について | |
| 【危機管理室防災課】 | 21 |
| ○地方自治法に基づく徴収事務の委託について | |
| 【文化観光局文化国際部文化課】 | 21 |
| ○土壤汚染対策法第11条第2項に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について | |
| 【環境局環境保全部環境対策課】 | 22 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 23 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について | |
| 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 23 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について | |
| 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 26 |
| ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について | |
| 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 | 28 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 29 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般 | |

| | |
|---|----|
| 相談支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 31 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 31 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 32 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援の事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 35 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 35 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 36 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 37 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について | |
| 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 | 38 |
| ○地方自治法に基づく収納事務の委託について | |
| 【建築都市局住宅部住宅管理課】 | 39 |
| <公告> | |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】 | 39 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について | |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 | 40 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【西区役所企画総務課】 | 41 |
| <上下水道局公告> | |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について | |
| 【上下水道局総務部理財・会計課】 | 42 |
| ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け | |

| | |
|-----------------------------|----|
| る調達契約に係る落札者等について | |
| 【上下水道局総務部理財・会計課】 | 43 |
| <堺区選挙管理委員会告示> | |
| ○堺区選挙管理委員会委員長の就任について | |
| 【堺区選挙管理委員会事務局】 | 44 |
| ○堺区選挙管理委員会委員長代理の指定について | |
| 【堺区選挙管理委員会事務局】 | 45 |
| <中区選挙管理委員会告示> | |
| ○中区選挙管理委員会委員長の就任について | |
| 【中区選挙管理委員会事務局】 | 45 |
| ○中区選挙管理委員会委員長代理の指定について | |
| 【中区選挙管理委員会事務局】 | 46 |
| <東区選挙管理委員会告示> | |
| ○東区選挙管理委員会委員長の就任について | |
| 【東区選挙管理委員会事務局】 | 46 |
| ○東区選挙管理委員会委員長代理の指定について | |
| 【東区選挙管理委員会事務局】 | 47 |
| <西区選挙管理委員会告示> | |
| ○西区選挙管理委員会委員長の就任について | |
| 【西区選挙管理委員会事務局】 | 48 |
| ○西区選挙管理委員会委員長代理の指定について | |
| 【西区選挙管理委員会事務局】 | 48 |
| <南区選挙管理委員会告示> | |
| ○南区選挙管理委員会委員長の就任について | |
| 【南区選挙管理委員会事務局】 | 49 |
| ○南区選挙管理委員会委員長代理の指定について | |
| 【南区選挙管理委員会事務局】 | 49 |
| <北区選挙管理委員会告示> | |
| ○北区選挙管理委員会委員長の就任について | |
| 【北区選挙管理委員会事務局】 | 50 |
| ○北区選挙管理委員会委員長代理の指定について | |
| 【北区選挙管理委員会事務局】 | 50 |
| <美原区選挙管理委員会告示> | |
| ○美原区選挙管理委員会委員長の就任について | |
| 【美原区選挙管理委員会事務局】 | 51 |
| ○美原区選挙管理委員会委員長代理の指定について | |

【美原区選挙管理委員会事務局】…………… 51

規 則

堺市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第45号

堺市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

堺市印鑑条例施行規則（昭和62年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（印鑑登録証等の様式）

第9条 条例第7条第1項に規定する印鑑登録証の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第12条第1項に規定する印鑑登録証明書の様式は、様式第2号（甲）及び様式第2号（乙）のとおりとする。

様式第1号から様式第3号（乙）までを削る。

様式第4号を様式第1号とする。

様式第5号（甲）及び様式第5号（乙）を削る。

様式第6号（甲）及び様式第6号（乙）を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第7号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月7日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市印鑑条例施行規則様式第2号（乙の1）又は様式第2号（乙の2）の規定により作成され、現に印鑑の登録を受けようとする者に交付されている回答書については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

様式第2号(甲) (第9条関係)

印 鑑 登 録 証 明 書

| | | |
|---------|---------|-------|
| 登 録 印 影 | 氏 名 | |
| | 旧 氏 | |
| | * * * | ***** |
| | 生 年 月 日 | |
| | 住 所 | |

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

堺市 区長

印

様式第2号(乙) (第9条関係)

印 鑑 登 録 証 明 書

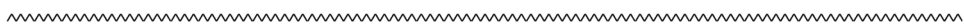
| | | |
|---------|-----------|--|
| 登 録 印 影 | 氏 名 | |
| | 通 称 | |
| | 氏名のカタカナ表記 | |
| | 生 年 月 日 | |
| | 住 所 | |

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

堺市 区長

印



堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

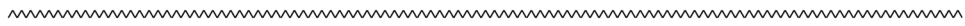
令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第46号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
一部の施行期日を定める規則

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和8年条例第7号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和8年5月7日とする。



堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第47号

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号（甲）（乙）（丙）」を「様式第1号（甲）（乙）」に改める。

第3条及び第5条中「堺市後期高齢者医療保険料納付書」を「納付書」に改める。

第6条第3項中「堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除決定（却下）通知書（様式第12号）」を「堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除決定通知書（様式第12号（甲））又は堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除却下通知書（様式第12号（乙）」に改める。

第7条第2項中「堺市後期高齢者医療保険料還付通知書」を「堺市後期高齢者医療保険料充当通知書」に改める。

様式目次1（丙）の項を削り、同目次中「堺市後期高齢者医療保険料納付書」を「納付書」に、

「

| | | | | | |
|-----|---|---|--|--------------------------------|---|
| 1 2 | 6 | 3 | | 堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除決定（却下） 通知書 | を |
|-----|---|---|--|--------------------------------|---|

」

「

| | | | | | |
|--------|---|---|--|------------------------|----|
| 1 2（甲） | 6 | 3 | | 堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除決定通知書 | に、 |
| 1 2（乙） | 6 | 3 | | 堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除却下通知書 | |

」

「堺市後期高齢者医療保険料還付通知書」を「堺市後期高齢者医療保険料充当通知書」に改める。

様式第1号（甲）を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第1号（丙）を削る。

様式第3号（甲）を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第4号（甲）を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第5号（甲）を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第6号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第10号から様式第12号までを次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第12号（甲）の次に次の1様式を加える。

（次の1様式 別記）

様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月7日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則様式第11号の規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則様式第11号の

規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号(甲) (第2条関係)

年 月 日

堺市後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書

堺市 区長 

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の規定により、
 後期高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の規定により、
 徴収について、次のとおり徴収するので通知します。

| | |
|--------|--------|
| 被保険者氏名 | 被保険者番号 |
| 性別 | 生年月日 |
| 住所 | |

期別保険料額

| 月 | 決 定 | | 納期限 |
|-----|------|---------|-----|
| | 普通徴収 | 特別徴収 | |
| 4月 | | 円(仮徴収額) | |
| 5月 | | 円(仮徴収額) | |
| 6月 | | 円(仮徴収額) | |
| 7月 | 円 | 円(仮徴収額) | |
| 8月 | 円 | 円(仮徴収額) | |
| 9月 | 円 | 円 | |
| 10月 | 円 | 円 | |
| 11月 | 円 | 円 | |
| 12月 | 円 | 円 | |
| 1月 | 円 | 円 | |
| 2月 | 円 | 円 | |
| 3月 | 円 | 円 | |
| 合計額 | 円 | 円 | 円 |

| | |
|---------------------|-------|
| 決定理由 | |
| 徴収決定年月日 | |
| 年間保険料額 | |
| あなた様の納付方法は下記のとおりです。 | |
| 納付方法 | |
| 特別徴収義務者 | |
| 特別徴収対象年金 | |
| 特別徴収年金給付額 | |
| 普通徴収の場合の振替口座 | |
| 金融機関コード | 種目 |
| | 口座番号 |
| | 口座名義人 |

問合せ先

- (教示)
- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
 - この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決の日を以て起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えないこと)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求め訴訟を提起することができます。
 - 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求め訴訟を提起することができます。

審査請求先

様式第3号(甲) (第2条関係)

年 月 日

堺市後期高齢者医療保険料特別徴収(仮徴収)開始通知書

堺市 区長 印

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | |
| 性別 | | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 決定年月日 | | 決定理由 | |
| 仮徴収額合計 | | | |

あなた様の納付方法は下記のとおりです。

| | |
|-----------|--|
| 納付方法 | |
| 特別徴収義務者 | |
| 特別徴収対象年金 | |
| 特別徴収年金給付額 | |

期別保険料額

| 月 | 特別徴収される保険料額 | |
|--------|-------------|--|
| | 決定 | |
| 4月 | | |
| 6月 | | |
| 8月 | | |
| 仮徴収額合計 | | |

問合せ先

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第5号(甲) (第2条関係)

年 月 日

堺市後期高齢者医療保険料特別徴収額(仮徴収額)
変更通知書・特別徴収中止通知書

堺市 区長 印

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり変更しましたので通知します。

年度分の後期高齢者医療保険料の特別徴収を中止しましたので通知します。

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | |
| 性別 | | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 決定年月日 | | 決定理由 | |

あなた様の納付方法は下記のとおりです。

期別保険料額

| | |
|-----------|--|
| 納付方法 | |
| 特別徴収義務者 | |
| 特別徴収対象年金 | |
| 特別徴収年金給付額 | |

| 月 | 特別徴収される保険料額 | |
|--------|-------------|-----|
| | 変更前 | 変更後 |
| 4月 | | |
| 6月 | | |
| 8月 | | |
| 仮徴収額合計 | | |

問合せ先

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第6号(第3条関係)

公

堺市 納付書 (納入済通知書) 後期高齢者医療保険料

| | | | |
|------------|------------|----------|----------|
| 加入者名 | 口座記号 番号 | 合計納付額 | 円 |
| 収納機関 番号 | 納付 番号 | 確認 番号 | 納付 区分 |
| | 納期限 | 通知書番号 | 期別 |

| | | | | |
|-------------|--------|-------|---|-----------|
| 保険料 延滞金 | 円 円 | 合計納付額 | 円 | 領 收 日 付 印 |
| 被 保 險 者 氏 名 | | | | |

ATMでのお取扱いできません

堺市 納付書 (原符) 兼私込受領証 後期高齢者医療保険料

| | | | | |
|------|------------|--------|---|-----------|
| 加入者名 | 口座記号 番号 | 合計納付額 | 円 | 領 收 日 付 印 |
| 延滞金 | 保険料額 | 被保険者氏名 | 円 | |
| | | 通知書番号 | 円 | |
| | | 納期限 | | |

切り取らないでお出しください。

堺市 領収証書 下記のとおり領収しました 公

| | | | | |
|------|------------|--------|---|-----------|
| 加入者名 | 口座記号 番号 | 合計納付額 | 円 | 領 收 日 付 印 |
| 延滞金 | 保険料額 | 被保険者氏名 | 円 | |
| | | 通知書番号 | 円 | |
| | | 納期限 | | |

上記の金額を領収しました

切り取らないでお出しください。

様式第10号(第5条関係)



堺市 納付書 (納入済通知書)

後期高齢者医療保険料

| | | | |
|------------|------------|----------|----------|
| 加入者名 | 口座記号 番号 | 合計納付額 | 円 |
| 収納機関 番号 | 納付 番号 | 確認 番号 | 納付 区分 |
| | 指定納付期限 | 通知書番号 | 期別 |



堺市 納付書 (原符)
兼私込受領証

後期高齢者医療保険料

| | | | |
|------|------------|--------|---|
| 加入者名 | 口座記号 番号 | 延滞金 | 円 |
| | 保険料額 | 合計納付額 | 円 |
| | | 被保険者氏名 | 円 |
| | | 通知書番号 | |
| | | 指定納付期限 | |

切り取らないでお出しください。

| | | | | |
|------------|--------|-------|---|-----------|
| 保険料 延滞金 | 円 円 | 合計納付額 | 円 | 領 収 日 付 印 |
| 被保険者 氏名 | | | | |

ATMでのお取扱いできません



堺市 領収証書
下記のとおり領収しました

後期高齢者医療保険料

| | | | |
|------|------------|--------|---|
| 加入者名 | 口座記号 番号 | 延滞金 | 円 |
| | 保険料額 | 合計納付額 | 円 |
| | | 被保険者氏名 | 円 |
| | | 通知書番号 | |
| | | 指定納付期限 | |

切り取らないでお出しください。

| | |
|--------------|--|
| 領 収 日 付 印 | |
| 上記の金額を領収しました | |

様式第11号（第6条関係）

年 月 日

| 堺市後期高齢者医療保険料延滞金免除申請書 | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------|----|---|---------|--------|---------|----------|-----|--|---|
| 殿 | | | | | | | | | | |
| 次の滞納金額のうち、延滞金について免除申請します。 | | | | | | | | | | |
| 被 保 険 者 | 住所 | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | |
| 申 請 の 理 由 | | | | | | | | | | |
| 滞納金額 | | | | | | | | | | |
| | 賦年 | 相年 | 期 | 未納額 (円) | 督促 (円) | 延滞金 (円) | 合計金額 (円) | 納期限 | | |
| | 通知書番号 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| ※明細については、別紙滞納明細のとおり | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | 円 |
| | | | | | | | | | | |

様式第12号(甲) (第6条関係)

年 月 日

様

堺市 区長 印

| 堺市後期高齢者医療保険料 延滞金免除決定通知書 | | | | | | | | | |
|---------------------------|-------|----|---|--------|-------|------|---------|-----|---|
| 次のとおり延滞金の免除を決定したので、通知します。 | | | | | | | | | |
| 被 保 険 者 | 住所 | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | |
| 決 定 事 由 | | | | | | | | | |
| 滞納金額 | | | | | | | | | |
| | 賦年 | 相年 | 期 | 未納額(円) | 督促(円) | 免除金額 | 合計金額(円) | 納期限 | |
| | 通知書番号 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ※明細については、別紙滞納明細のとおり | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | 円 |
| 免 除 金 額 | | | | | | | | | 円 |

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第12号(乙) (第6条関係)

年 月 日

様

堺市 区長 印

| 堺市後期高齢者医療保険料 延滞金免除却下通知書 | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------|----|---|--------|-------|------|---------|-----|---|
| 次のとおり延滞金の免除の却下を決定したので、通知します。 | | | | | | | | | |
| 被 保 険 者 | 住所 | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | |
| 決 定 事 由 | | | | | | | | | |
| 滞納金額 | | | | | | | | | |
| | 賦年 | 相年 | 期 | 未納額(円) | 督促(円) | 免除金額 | 合計金額(円) | 納期限 | |
| | 通知書番号 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ※明細については、別紙滞納明細のとおり | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | 円 |
| 免 除 金 額 | | | | | | | | | 円 |

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第13号（第7条関係）

年 月 日

様

堺市 区長 印

堺市後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書

あなたの納めた保険料が納め過ぎになりましたので、次のとおり通知します。

| | | | |
|--------|--|--------|--|
| 還付管理番号 | | | |
| 被保険者氏名 | | 被保険者番号 | |

| 還付する金額 | | 納め過ぎた金額（過誤納金額）の内訳 | | | | | | | （単位：円） |
|--------------------|---|--|------|------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 過誤納金額算出年度 年度 | | 期別 | 特別徴収 | 普通徴収 | 延滞金 | 納めた金額 | 過誤納金額 | 領収年月日 | 発生理由 |
| 納め過ぎた金額 （過誤納金額） | | | | | | | | | |
| a | 円 | | | | | | | | |
| 充当金額 | | | | | | | | | |
| b | 円 | | | | | | | | |
| 還付加算金額 | | 地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の4の規定により、還付加算金が加算される場合があります。 | | | | | | | |
| c | 円 | | | | | | | | |
| お返しする金額 （還付金額） | | | | | | | | | |
| a - b + c | 円 | | | | | | | | |

お返しする金額（還付金額）に記載のある方は御指定の金融機関へのお振込みによりお返しします。

| 充当金額の内訳 | | | | | | | （単位：円） |
|---------|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相当年度 | 賦課年度 | 期別 | 保険料未済額 | 保険料充当額 | 延滞金未済額 | 延滞金充当額 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 還付金の受け取り口座 | | | | |
|------------|------|-------|-----|-------|
| 金融機関名 | | | 支店名 | 振込予定日 |
| 種目 | 口座番号 | 口座名義人 | | |

問合せ先

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第14号(第7条関係)

年 月 日

様

堺市 区長 印

堺市後期高齢者医療保険料充当通知書

あなたの納めた保険料が納め過ぎになりましたので次のとおり通知します。

| | |
|--------|--------|
| 被保険者氏名 | 被保険者番号 |
|--------|--------|

充当金額

| | |
|--------------------|---|
| 過誤納金額算出年度 年度 | |
| 納め過ぎた金額 (過誤納金額) | |
| a | 円 |
| 還付加算金額 | |
| b | 円 |
| 充当金額 | |
| a + b | 円 |

納め過ぎた金額(過誤納金額)の内訳

(単位:円)

| 期別 | 特別徴収 | 普通徴収 | 延滞金 | 納めた金額 | 過誤納金額 | 領収年月日 | 発生理由 |
|----|------|------|-----|-------|-------|-------|------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の4の規定により、還付加算金が加算される場合があります。

充当金額の内訳

| 相当年度 | 賦課年度 | 期別 | 保険料未済額 | 保険料充当額 | 延滞金未済額 | 延滞金充当額 |
|------|------|----|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

問合せ先

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

告 示

堺市告示第161号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、次の施設を指定福祉避難所（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）として指定を行ったため、同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定福祉避難所

| 施設の名称 | 所在地 | 受入対象者 |
|-------------|-------------|-------|
| 百舌鳥支援学校宮園分校 | 堺市中区宮園町4番1号 | 指定なし |

堺市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

ベルヒル管理組合

堺市東区北野田1084番地

2 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類
堺市立東文化会館駐車場の使用料

3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

5 委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで



堺市告示第163号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年堺市告示第414号及び令和7年堺市告示第454号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定解除する形質変更時要届出区域

堺市西区浜寺公園町一丁83番、二丁170番1、190番、191番、193番及び194番並びに三丁279番、282番、287番、291番、292番及び293番の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

~~~~~

堺市告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                |
|------------|----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776303899     |
| 事業所名称      | のんびいケアプランセンター  |
| 事業所所在地     | 堺市西区上527番地3    |
| 指定の申請者     | 株式会社エスライン      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区上527番地3 |
| 代表者名       | 岡村美子           |
| 指定年月日      | 令和8年3月1日       |
| サービスの種類    | 居宅介護支援         |

~~~~~

堺市告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|----------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776303907 |
| 事業所名称 | ケアサポートしえる |
| 事業所所在地 | 堺市西区草部986-46 |
| 指定の申請者 | 株式会社V i v e |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区上701番地3 |
| 代表者名 | 三谷佐千子 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 訪問介護 |

| | |
|------------|-----------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766690198 |
| 事業所名称 | 社会医療法人頌徳会 おひさま訪問看護ステーション北野田 |
| 事業所所在地 | 堺市美原区南余部133番地1 |
| 指定の申請者 | 社会医療法人頌徳会 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区北野田626番地 |
| 代表者名 | 日野頌三 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護 |

| | |
|-----------|-------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766590711 |
| 事業所名称 | ラシク訪問看護ステーション |
| 事業所所在地 | 堺市北区長曾根町130番地42の3階304号室 |
| 指定の申請者 | 合同会社 i L a s h i k u |

| | |
|------------|----------------------------|
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区長曾根町130番地42の3階304号室 |
| 代表者名 | 鎌苅絵里香 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護 |

| | |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766090837 |
| 事業所名称 | アカツキ訪問看護 |
| 事業所所在地 | 堺市堺区中田出井町三丁5番9号 |
| 指定の申請者 | 株式会社HIRO |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区中田出井町三丁5番9号 |
| 代表者名 | 山口博子 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護 |

| | |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766590729 |
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション ONE |
| 事業所所在地 | 堺市北区東浅香山町2-171-2 |
| 指定の申請者 | 株式会社REX ONE |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西成区花園南一丁目10番30号 |
| 代表者名 | 張理涵 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 訪問看護 |

| | |
|-----------|---------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776104404 |
| 事業所名称 | ナーシングホーム クランコート堺式番館 |
| 事業所所在地 | 堺市中区平井295番地1 |

| | |
|------------|---------------------|
| 指定の申請者 | 株式会社CLAN |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号 |
| 代表者名 | 太田篤史 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 特定施設入居者生活介護 |

堺市告示第166号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永藤英機

| | |
|------------|-----------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766690198 |
| 事業所名称 | 社会医療法人頌徳会 おひさま訪問看護ステーション北野田 |
| 事業所所在地 | 堺市美原区南余部133番地1 |
| 指定の申請者 | 社会医療法人頌徳会 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区北野田626番地 |
| 代表者名 | 日野頌三 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

| | |
|-----------|---------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766590711 |
| 事業所名称 | ラシク訪問看護ステーション |

| | |
|------------|----------------------------|
| 事業所所在地 | 堺市北区長曾根町130番地42の3階304号室 |
| 指定の申請者 | 合同会社 i L a s h i k u |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区長曾根町130番地42の3階304号室 |
| 代表者名 | 鎌苅絵里香 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

| | |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766090837 |
| 事業所名称 | アカツキ訪問看護 |
| 事業所所在地 | 堺市堺区中田出井町三丁5番9号 |
| 指定の申請者 | 株式会社H I R O |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区中田出井町三丁5番9号 |
| 代表者名 | 山口博子 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

| | |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766590729 |
| 事業所名称 | 訪問看護ステーション ONE |
| 事業所所在地 | 堺市北区東浅香山町2-171-2 |
| 指定の申請者 | 株式会社R E X ONE |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西成区花園南一丁目10番30号 |
| 代表者名 | 張理涵 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防訪問看護 |

| | |
|-----------|------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776104404 |
|-----------|------------|

| | |
|------------|---------------------|
| 事業所名称 | ナーシングホーム クランコート堺式番館 |
| 事業所所在地 | 堺市中区平井295番地1 |
| 指定の申請者 | 株式会社CLAN |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号 |
| 代表者名 | 太田篤史 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 介護予防特定施設入居者生活介護 |

堺市告示第167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

| | |
|------------|----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2796500375 |
| 事業所名称 | 機能訓練型デイサービス あっぷすモズ |
| 事業所所在地 | 堺市北区百舌鳥赤畑町三丁184番地 |
| 指定の申請者 | 有限会社あっぷす |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町三丁184番地 |
| 代表者名 | 植田正樹 |
| 指定年月日 | 令和8年3月1日 |
| サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |

堺市告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|------------------|--------|------------------------|-----------------------------------|--------------|
| はなたば合同会社 | 居宅介護 | ケアセンターあ いりす | 大阪府堺市堺区一条 通11番21号 河十ビ ル301号 | 令和8年4月 1日 |
| はなたば合同会社 | 重度訪問介護 | ケアセンターあ いりす | 大阪府堺市堺区一条 通11番21号 河十ビ ル301号 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社COCO S | 居宅介護 | 訪問介護事業所 COCOS堺 | 大阪府堺市堺区神南 辺町二丁90番6号 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社COCO S | 重度訪問介護 | 訪問介護事業所 COCOS堺 | 大阪府堺市堺区神南 辺町二丁90番6号 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社日健マネ ジメント | 居宅介護 | ケアセンター につけん堺深井 | 大阪府堺市中区深井 清水町1464番1 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社日健マネ ジメント | 重度訪問介護 | ケアセンター につけん堺深井 | 大阪府堺市中区深井 清水町1464番1 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社日健マネ ジメント | 居宅介護 | ケアセンター につけん堺畑山 | 大阪府堺市中区深井 畑山町2631番1 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社日健マネ ジメント | 重度訪問介護 | ケアセンター につけん堺畑山 | 大阪府堺市中区深井 畑山町2631番1 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社日健マネ ジメント | 居宅介護 | ケアセンター につけん堺北花 田 | 大阪府堺市北区北花 田町二丁196番1 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社日健マネ ジメント | 重度訪問介護 | ケアセンター につけん堺北花 田 | 大阪府堺市北区北花 田町二丁196番1 | 令和8年4月 1日 |

| | | | | |
|---------------------------------------|----------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 合同会社A l l f o r O n e | 居宅介護 | ヘルパーステー ションとも | 大阪府堺市中区福田1 037-1 ノーブル泉 ヶ丘103号室 | 令和8年4月 1日 |
| 合同会社A l l f o r O n e | 重度訪問介護 | ヘルパーステー ションとも | 大阪府堺市中区福田1 037-1 ノーブル泉 ヶ丘103号室 | 令和8年4月 1日 |
| SOUシニアケア 株式会社 | 居宅介護 | ヘルパーステー ションコージー 南花田 | 大阪府堺市北区南花 田町88番地1号 新 緑南花田1F | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社轍 | 同行援護 | 訪問介護事業所 みつばち | 大阪府堺市東区白鷺 町三丁13番1号 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社ゴービー | 生活介護 | 多機能型事業所 ゴービー | 大阪府堺市中区土師 町三丁19-33 | 令和8年4月 1日 |
| 社会福祉法人はな 来楽部 | 生活介護 | 地域生活 はな 来楽部 | 大阪府堺市北区百舌 鳥赤畑町二丁79番地 1 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社ふくのこ | 就労継続支援 (B型) | ヤオヨロズヤ | 大阪府堺市南区槇塚 台三丁1番6号 | 令和8年4月 1日 |
| 合同会社S t a r t i n g O v e r | 就労継続支援 (B型) | エソラ | 大阪府堺市堺区出島 海岸通二丁9-13 1階 | 令和8年4月 1日 |
| 合同会社なちゅ ら・さかい | 就労継続支援 (B型) | なちゅらワーク | 大阪府堺市中区土師 町二丁30番27号 | 令和8年4月 1日 |
| 社会福祉法人恩徳 福祉会 | 就労継続支援 (B型) | H a r m o n i e s F o r g e 堺 | 大阪府堺市東区野尻 町192番地17 | 令和8年4月 1日 |
| 特定非営利活動法 人D e a r f r i e n d s | 就労継続支援 (B型) | でいあふれんず | 大阪府堺市南区宮山 台三丁1番20号 | 令和8年4月 1日 |
| 一般社団法人ソー ス | 就労選択支援 | ソース堺東 | 大阪府堺市堺区新町 3番7号 STCビ ル6階 | 令和8年4月 1日 |
| 公益財団法人浅香 山病院 | 就労選択支援 | アンダンテ就労 ステーション | 大阪府堺市堺区今池 町三丁3番16号 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社エーシン | 短期入所 | ショートステイ かるむ | 大阪府堺市中区土師 町三丁8-6 | 令和8年4月 1日 |

| | | | | |
|------------|--------|---------------|-------------------|----------|
| 社会福祉法人コスモス | 共同生活援助 | コスモスケアホームおおはま | 大阪府堺市堺区東湊町四丁237-1 | 令和8年4月1日 |
|------------|--------|---------------|-------------------|----------|

堺市告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|----------------|--------|---------|--------------------------------------|--------------|
| 合同会社LIPA CE | 地域移行支援 | LIFOART | 大阪府堺市中区大野 芝町593-10 アメニ ティ白鷺406 | 令和8年4月 1日 |
| 合同会社LIPA CE | 地域定着支援 | LIFOART | 大阪府堺市中区大野 芝町593-10 アメニ ティ白鷺406 | 令和8年4月 1日 |

堺市告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|--------|--------------------------|--|--------------|
| 合同会社L I P A C E | 計画相談支援 | L I F O A R T | 大阪府堺市中区大野 芝町593-10 アメニ ティ白鷺406 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社華舞 | 計画相談支援 | 相談支援H o p e | 大阪府堺市美原区黒 山425番地7 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社A R I A | 計画相談支援 | N e w G a t e 相談支援事業所 | 大阪府堺市美原区南 余部64-1 ヴィ ラ・ピアンカ美原107 号 | 令和8年4月 1日 |

堺市告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 廃止年月日 |
|---------------|--------|--------------------|---|---------------|
| シャローム株式会 社 | 居宅介護 | やすらぎの介護 シャローム泉北 | 大阪府堺市南区大庭 寺249-1 | 令和8年3月 31日 |
| シャローム株式会 社 | 重度訪問介護 | やすらぎの介護 シャローム泉北 | 大阪府堺市南区大庭 寺249-1 | 令和8年3月 31日 |
| 医療法人和気会 | 共同生活援助 | ソーバーホーム | 大阪府堺市南区原山 台三丁1番 府営原 山台3丁住宅25棟201 号 | 令和8年3月 31日 |

| | | | | |
|-----------------|----------------|-------------------|---------------------------------------|---------------|
| 株式会社アンジュ | 居宅介護 | 在宅訪問介護こころ | 大阪府堺市中区平井3 8番地7 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社アンジュ | 重度訪問介護 | 在宅訪問介護こころ | 大阪府堺市中区平井3 8番地7 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社ウエストサービス | 就労継続支援 (A型) | ライズ堺東 | 大阪府堺市堺区熊野 町東四丁2番9号 はるか三恵1階 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社ライフサポートマドンナ | 居宅介護 | 株式会社ライフサポートマドンナ | 大阪府堺市堺区一条 通11番25号 ライズ OTMビル301号 | 令和8年3月 13日 |
| 株式会社ライフサポートマドンナ | 重度訪問介護 | 株式会社ライフサポートマドンナ | 大阪府堺市堺区一条 通11番25号 ライズ OTMビル301号 | 令和8年3月 13日 |
| 株式会社社会福祉研究所 | 居宅介護 | ヘルパーステーションコージー南花田 | 大阪府堺市北区南花 田町88番地1号 新 緑南花田1F | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社社会福祉研究所 | 重度訪問介護 | ヘルパーステーションコージー南花田 | 大阪府堺市北区南花 田町88番地1号 新 緑南花田1F | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社はな来楽部 | 生活介護 | 地域生活 はな来楽部 | 大阪府堺市北区百舌 鳥赤畑町二丁79番地 1 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社フォーユ | 居宅介護 | ケアセンターフォーユ | 大阪府堺市中区深井 清水町1464番地1 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社フォーユ | 重度訪問介護 | ケアセンターフォーユ | 大阪府堺市中区深井 清水町1464番地1 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社フォーユ | 同行援護 | ケアセンターフォーユ | 大阪府堺市中区深井 清水町1464番地1 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社フォーユ | 居宅介護 | ケアセンターフォーユ畑山 | 大阪府堺市中区深井 畑山町2631番地1 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社フォーユ | 重度訪問介護 | ケアセンターフォーユ畑山 | 大阪府堺市中区深井 畑山町2631番地1 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社フォーユ | 居宅介護 | ケアセンターフォーユ北花田 | 大阪府堺市北区北花 田町二丁196番ー1 | 令和8年3月 31日 |

| | | | | |
|----------------|----------------|---------------------------|-----------------------------|---------------|
| 株式会社フォーユ | 重度訪問介護 | ケアセンター フォーユ北花 田 | 大阪府堺市北区北花 田町二丁196番-1 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社フォーユ | 同行援護 | ケアセンター フォーユ北花 田 | 大阪府堺市北区北花 田町二丁196番-1 | 令和8年2月 28日 |
| 合同会社みらい | 居宅介護 | ヘルパーステー ションみらいサ ポート | 大阪府堺市南区竹城 台四丁1-5 C2 F | 令和8年3月 31日 |
| 合同会社みらい | 重度訪問介護 | ヘルパーステー ションみらいサ ポート | 大阪府堺市南区竹城 台四丁1-5 C2 F | 令和8年3月 31日 |
| 合同会社みらい | 行動援護 | ヘルパーステー ションみらいサ ポート | 大阪府堺市南区竹城 台四丁1-5 C2 F | 令和8年3月 31日 |
| 社会福祉法人コス モス | 就労継続支援 (B型) | 第2ふれあいの 里かたくら | 大阪府堺市南区片蔵1 76-1番地 | 令和8年3月 31日 |
| 社会福祉法人悠人 会 | 居宅介護 | ベルタウンヘル パーステーション | 大阪府堺市堺区南安 井町三丁1番1号 | 令和8年3月 31日 |
| 社会福祉法人悠人 会 | 重度訪問介護 | ベルタウンヘル パーステーション | 大阪府堺市堺区南安 井町三丁1番1号 | 令和8年3月 31日 |
| 社会福祉法人コス モス | 居宅介護 | コスモスヘルパ ーステーション ほくぶ | 大阪府堺市北区新金 岡町五丁4-104 | 令和8年3月 31日 |
| 社会福祉法人コス モス | 重度訪問介護 | コスモスヘルパ ーステーション ほくぶ | 大阪府堺市北区新金 岡町五丁4-104 | 令和8年3月 31日 |
| 社会福祉法人コス モス | 行動援護 | コスモスヘルパ ーステーション ほくぶ | 大阪府堺市北区新金 岡町五丁4-104 | 令和8年3月 31日 |
| 社会福祉法人コス モス | 同行援護 | コスモスヘルパ ーステーション ほくぶ | 大阪府堺市北区新金 岡町五丁4-104 | 令和8年3月 31日 |
| 社会福祉法人コス モス | 就労継続支援 (B型) | 堺東部障害者作 業所 | 大阪府堺市東区高松1 06番地 | 令和8年3月 31日 |

| | | | | |
|------------------|------------|------------|---------------------------|-----------|
| 社会福祉法人こだま福祉会 | 就労継続支援（B型） | ヤオヨロズヤ | 大阪府堺市南区槇塚台三丁目1番6号 | 令和8年3月31日 |
| 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 | 自立訓練（生活訓練） | 支援センターしらさぎ | 大阪府堺市東区白鷺町二丁目9番32号 | 令和8年3月31日 |
| 特定非営利活動法人Bande | 就労継続支援（B型） | リリー | 大阪府堺市堺区出島海岸通二丁目9-13 1F | 令和8年3月31日 |

堺市告示第172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条の25第2項の規定に基づき、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永藤英機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|--------|---------------|------------------------------|-----------|
| ヤマト商工有限会社 | 地域移行支援 | L I F O A R T | 大阪府堺市中区大野芝町593-10 アメニティ白鷺406 | 令和8年3月31日 |
| ヤマト商工有限会社 | 地域定着支援 | L I F O A R T | 大阪府堺市中区大野芝町593-10 アメニティ白鷺406 | 令和8年3月31日 |

堺市告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条

の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永藤英機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------|---------------|------------------------------|-----------|
| ヤマト商工有限会社 | 計画相談支援 | L I F O A R T | 大阪府堺市中区大野芝町593-10 アメニティ白鷺406 | 令和8年3月31日 |
| 有限会社ケア・フル和 | 計画相談支援 | ケア・フル和 | 大阪府堺市西区鳳東町三丁279番地 | 令和8年3月31日 |

堺市告示第174号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永藤英機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|----------------|------------|-----------|----------------------|----------|
| NPO法人アップルフィールド | 児童発達支援 | 堺東りんご園 | 大阪府堺市堺区北丸保園1-3 | 令和8年4月1日 |
| 株式会社RISE KIDS | 放課後等デイサービス | らいずキッズふかい | 大阪府堺市中区深井北町3407番地 1階 | 令和8年4月1日 |
| 株式会社飛翔 | 放課後等デイサービス | しゅりー | 大阪府堺市中区八田西町二丁5番3号 | 令和8年4月1日 |

| | | | | |
|------------------|----------------|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 株式会社AOSA KURA | 保育所等訪問 支援 | 児童発達支援・ 放課後等デイサ ービス ベア | 大阪府堺市南区宮山 台四丁2番5-2号 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社Buddy | 児童発達支援 | 児童発達支援・ 放課後等デイサ ービス Buddy 堺大美野 | 大阪府堺市東区大美 野34-3 大美野A NOビル2階 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社Buddy | 放課後等デイ サービス | 児童発達支援・ 放課後等デイサ ービス Buddy 堺大美野 | 大阪府堺市東区大美 野34-3 大美野A NOビル2階 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社ラフトプロパティ | 児童発達支援 | ラフトルーム | 大阪府堺市西区津久 野町一丁1-1 | 令和8年4月 1日 |
| 株式会社ラフトプロパティ | 放課後等デイ サービス | ラフトルーム | 大阪府堺市西区津久 野町一丁1-1 | 令和8年4月 1日 |
| 社会福祉法人はな 来楽部 | 児童発達支援 | キッズはなくら ぶ3号 | 大阪府堺市北区百舌 鳥赤畑町二丁79番地 1 | 令和8年4月 1日 |
| 社会福祉法人はな 来楽部 | 放課後等デイ サービス | キッズはなくら ぶ3号 | 大阪府堺市北区百舌 鳥赤畑町二丁79番地 1 | 令和8年4月 1日 |
| 社会福祉法人徳昇 福祉会 | 児童発達支援 | はたけの家ぼだ い | 大阪府堺市東区菩提 町一丁21番地 | 令和8年4月 1日 |

堺市告示第175号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|----------|---------|---------------------|--|--------------|
| 株式会社ARIA | 障害児相談支援 | New Gate 相談支援事業所 | 大阪府堺市美原区南 余部64-1 ヴィ ラ・ビアンカ美原107 号 | 令和8年4月 1日 |

堺市告示第176号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|----------------|----------------|------------------------------------|---------------|
| 株式会社はな来楽部 | 児童発達支援 | キッズはなくら ぶ3号 | 大阪府堺市北区百舌 鳥赤畑町二丁79番地 1 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社はな来楽部 | 放課後等デイ サービス | キッズはなくら ぶ3号 | 大阪府堺市北区百舌 鳥赤畑町二丁79番地 1 | 令和8年3月 31日 |
| 株式会社ビーナス | 放課後等デイ サービス | ビーナスクレセ ール | 大阪府堺市堺区田出 井町1番1号 ベル マーージュ堺2階 | 令和8年3月 31日 |
| 有限会社栄友社 | 児童発達支援 | えいたい ほの か | 大阪府堺市堺区永代 町二丁2-21 | 令和8年3月 31日 |
| 有限会社栄友社 | 放課後等デイ サービス | えいたい ほの か | 大阪府堺市堺区永代 町二丁2-21 | 令和8年3月 31日 |

堺市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
近鉄住宅管理株式会社
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入の種類
堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第30号）の規定に基づく住宅の使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

堺市公告第278号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとお

り公告する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
保険年金事務電算システム改修業務（子ども子育て支援金制度対応） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
健康福祉局長寿社会部医療年金課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 堀内 浩祐
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥117,005,350-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~  
堺市公告第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区田園575番9
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府大阪狭山市狭山二丁目862番地の2  
K' s E t e r n a l 株式会社  
代表取締役 木村 琢

~~~~~

堺市公告第280号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
西区役所清掃等業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
西区役所企画総務課
堺市西区鳳東町6丁600番地

- 3 落札者を決定した日
令和8年3月12日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大阪建物管理
代表取締役 前田 由香利
大阪府堺市中区八田北町415-2
- 5 落札金額
¥14,630,000-（年額。取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和7年12月24日

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第45号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
液体クロマトグラフ質量分析装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

上下水道局総務部理財・会計課
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和8年3月3日

4 落札者の氏名及び住所

金陵電機株式会社
代表取締役 澤田 力哉
大阪府大阪市淀川区新高3丁目3-11

5 落札金額

¥39,600,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和8年1月14日

堺市上下水道局公告第46号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量

臭素系消毒剤（年間単価契約） 11,200kg

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
上下水道局総務部理財・会計課
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
赤沢産業株式会社
代表取締役 中尾 万里
大阪府大阪市東淀川区西淡路1丁目1-32
- 5 落札金額
¥35,855,600-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和8年2月6日

堺区選挙管理委員会告示

堺市堺区選挙管理委員会告示第29号

令和8年4月20日開催の堺市堺区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市堺区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 信岡 登志子

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|------|
| 信岡 登志子 | 堺市堺区 |

堺市堺区選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市堺区選挙管理委員会委員長代理に指定したので、堺市堺区選挙管理委員会に関する規程（平成18年堺区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 信岡 登志子

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|------|
| 樋口 昌和 | 堺市堺区 |

中区選挙管理委員会告示

堺市中区選挙管理委員会告示第25号

令和8年4月20日開催の堺市中区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市中区選挙管理委員会に関する規程（平成18年中区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 盛尾 清和

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|------|
| 盛尾 清和 | 堺市中区 |

堺市中区選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市中区選挙管理委員会委員長代理に指定したので、堺市中区選挙管理委員会に関する規程（平成18年中区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 盛尾 清和

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|------|
| 澤田 博志 | 堺市中区 |

東区選挙管理委員会告示

堺市東区選挙管理委員会告示第27号

令和8年4月20日開催の堺市東区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年

法律第67号)第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市東区選挙管理委員会に関する規程(平成18年東区選挙管理委員会規程第1号)第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 小林 正伸

| 氏名(敬称略) | 住所 |
|---------|------|
| 小林 正伸 | 堺市東区 |

堺市東区選挙管理委員会告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市東区選挙管理委員会委員長代理に指定したので、堺市東区選挙管理委員会に関する規程(平成18年東区選挙管理委員会規程第1号)第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 小林 正伸

| 氏名(敬称略) | 住所 |
|---------|------|
| 山口 博 | 堺市東区 |

西区選挙管理委員会告示

堺市西区選挙管理委員会告示第28号

令和8年4月20日開催の堺市西区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市西区選挙管理委員会に関する規程（平成18年西区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 中野 浩之

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|------|
| 中野 浩之 | 堺市西区 |

堺市西区選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市西区選挙管理委員会委員長代理に指定したので、堺市西区選挙管理委員会に関する規程（平成18年西区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 中野 浩之

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|------|
| 一瀬 幹雄 | 堺市西区 |

南区選挙管理委員会告示

堺市南区選挙管理委員会告示第24号

令和8年4月20日開催の堺市南区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市南区選挙管理委員会に関する規程（平成18年南区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 阿部 信儀

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|------|
| 阿部 信儀 | 堺市南区 |

堺市南区選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市南区選挙管理委員会委員長代理に指定したので、堺市南区選挙管理委員会に関する規程（平成18年南区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 阿部 信儀

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|----|
| | |

| | |
|-------|------|
| 和泉 育義 | 堺市南区 |
|-------|------|

北区選挙管理委員会告示

堺市北区選挙管理委員会告示第25号

令和8年4月20日開催の堺市北区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市北区選挙管理委員会に関する規程（平成18年北区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 芝田 一

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|------|
| 芝田 一 | 堺市北区 |



堺市北区選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市北区選挙管理委員会委員長代理に指定したので、堺市北区選挙管理委員会に関する規程（平成18年北区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市北区選挙管理委員会

委員長 芝 田 一

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|------|
| 三好 浩文 | 堺市北区 |

美原区選挙管理委員会告示

堺市美原区選挙管理委員会告示第24号

令和8年4月20日開催の堺市美原区選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、堺市美原区選挙管理委員会に関する規程（平成18年美原区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小池 秀樹

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|-------|
| 小池 秀樹 | 堺市美原区 |

堺市美原区選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第6項において準用する同法第187条第3項の規定に基づき、次の者を堺市美原区選挙管理委員会委員長代理に指定したので、堺市美原区選挙管理委員会に関する規程（平成18年美原区選挙管理委員会規程第1号）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小池 秀樹

| 氏名（敬称略） | 住所 |
|---------|-------|
| 豊浦 昭洋 | 堺市美原区 |